

江戸川区児童相談所

児童相談所の第三者評価  
報告書

(令和4年度1月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis

# 一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

## 児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で江戸川区児童相談所第三者評価を実施した。

### ●評価の方法

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社「児童相談所における第三者評価 ガイドライン(案)」(令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童相談所の第三者評価に関する調査研究)(以下ガイドライン)により、次の方法で実施した。

#### 1 各所アンケート

##### ・ 自己評価アンケート

65 項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

##### ・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

##### ・ おとなアンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

#### 2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。  
事業概要、組織図、子どもに対する説明資料(権利ノート等) 等

### 3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司を各1名以上含む、計3名)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司を各1名以上含む、計3名)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

### 4 報告書の提出

#### ●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さにかける 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取り組みとなることを期待する状態

# — 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
----------------------	---

目次 .....	3
----------	---

## 総評

総評.....	5
---------	---

第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求 .....	8
-----------------------------	---

第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	9
-------------------	---

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 .....	10
------------------------------------	----

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援 .....	12
-----------------------------	----

第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	14
-------------------	----

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援 .....	15
---------------------------	----

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	16
------------------------	----

江戸川区児童相談所

児童相談所の第三者評価

## 総評

(2022年7月27日(水)～28日(木) 実施分)

令和4年度1月

総 評

基礎自治体として児童相談所機能と市区町村子ども家庭相談機能である子ども家庭総合支援拠点を一元化し、その結果、地域密着、親しみやすさ、区内各機関との連携のしやすさという特徴がみられました。また2年度の比較に過ぎませんが児童虐待相談が減少し、養護相談や障害相談が増加しているのは、結果的に予防的対応に重点が向けられるようになったとも考えられます。

さらに新設の児童相談所であるため、職員のモチベーションが高く、テクノロジーや設備など新しい児童相談所像の構築に向けてさまざまなチャレンジに取り組んでいました。一方、職員の訓練度や、児相全体としての経験の積み上げなど課題も見られました。今後、希望者がキャリアを積んで職場に定着するよう、労働環境を保つことが求められます。

システマティックな援助方針会議、そこで行われる一時保護中と虐待通告への調査の毎週の状況報告、随時行われる「協議」、電話対応のAI化、地区担当制、心理士との二人担当制など、児童相談所機能の向上に向けた積極的な取り組みは高く評価したいと思います。

一方、職員体制について利用者アンケートからは不満も聞かれ、職員数はまだ十分ではないように思われます。さらに首都圏全体の課題でもありますが、社会的養護体制の不十分さから広域措置をせざるを得ない状況であり、都児相の時と比べてフットワークが良くなったとのことですが、それでも利用者アンケートからは措置・委託中の子どもとの面会回数の少なさを指摘する声も多くみられました。

特に今後、一時保護の司法審査が強化されることをふまえると、一時保護に関連する一連の業務を他の業務への影響を少なくしつつ、いかに優先的に実行するかが問われるため、地区担当制との兼ね合いに一層の工夫が求められると思われま。

ただ、それらの課題を補うため、職員に対する研修体系も整備されており、これによる個々の専門性の育成に加え、保健師、弁護士、家族再統合担当、拠点機能を生かしたさまざまな支援サービスの提供など多職種によるチームアプローチや複合的な支援が児童相談所の中で実践されていたことは評価できます。

今後のさらなる取り組みを期待します。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<p>職員全体で「いい児童相談所を作ろう」という意欲が感じられ、職員同士の仲の良さや支え合いが行われていました。また事例をコンパクトに説明する能力はすべての職員において高いと思います。</p> <p>ただ援助方針の検討にあたっては、子ども自身や家族の意向の背景となる生育歴や家族間の関係性、ストレングス等についての分析の視点をさらに明確にすることが望まれます。</p> <p>さらに施設からは個人差もあるとしながら、施設入所中の児童についての援助方針が施設の意見と異なったり、進行管理、連携について強化してほしいとの要望があり、これらの声に応えていく必要があると思われま。</p>

<p>児童相談所</p>	<p>「新しい児童相談所を作る」という試みに対し積極的に取り組んでおり、現在も試行錯誤の途上だと思われます。東京都のシステムや考え方を完全に引き継ぐのではなく、江戸川区としての改善を積極的に行っていることも評価します。</p> <p>ただ援助方針会議の前日に行われる「係会議」の結果、係の独自性や分断が発生し、対応の差が出ないか気になりました。これに対しては、単純に対応を画一化するというよりは、係の対応の違いについて積極的に意見交換し、考え方を共有する場を更に強化することを考えてはどうでしょうか。また、例えば心理を地区ごとの担当にしないなど、対応の平準化ないし議論の促進を図ることも検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>また随時行われる「協議」は、職員育成や係の対応の差を埋める有効な方法だと思われませんが、担当者の「悩みや心配」が出発点であるため、「気が付かないリスク」が放置される可能性が伺われます。</p> <p>さらに新設ということもあり、全体としての経験の積み上がりが十分でないため、ケースへの取り組み方などケース管理の工夫や虐待の初期対応の工夫などにさらに精緻化されていくことが望まれます。</p>
<p>設置自治体</p>	<p>電話対応の AI 化や管轄内の乳児院・児童養護施設の設置など、積極的に児童相談所を支援している姿勢は評価できます。基礎自治体である特別区が児童相談所を設置するメリットは、全国のモデルとなる取り組みだと思います。</p> <p>できれば、さらに（専門）里親の強化や障がい児入所施設の設置等、社会的養護の資源不足への解消が望まれます。</p> <p>またかなり努力されていますが、職員数と専門性の確保、適任であれば希望する者が長く児童福祉に関わることのできる職場環境の整備や人事施策が不可欠です。特に福祉専門職の 5 年、10 年後を見据えた今後の人事について、業務分野の開拓や他の自治体（特に特別区同士）との交流など、個人のキャリアアップが児童相談所の活性化につながるような体制の検討が望まれます。</p> <p>さらに人口 70 万人に対して 1 カ所の児童相談所・子ども家庭総合支援拠点と規模が大きく、利用者のアクセスや細やかな対応と移動時間を考えると、現在の体制の課題も伺えました。</p>
<p>国</p>	<p>江戸川区では児童福祉司等を増員してもなお、施設入所・里親委託中の子どもへの面会回数が十分でなく、職員の努力だけでは関係機関や子ども達からの評価は厳しいものがありました。そのため国としても、児童福祉司の配置基準のさらなる増加が求められると思います。</p> <p>また面前 DV を子どもの安全確保だけでなく女性支援の視点から考えること、今後充実する在宅支援のメニューを児童相談所が積極的活用できる工夫を考える必要があると思います。</p>

	<p>さらに江戸川区児童相談所で導入している AI 電話対応システムは、業務の省力化だけでなく、職員の不適切対応の発見、電話対応中の随時助言など事例対応の適正化がみられており、児童相談所業務の IT 化の推進について国としても積極的に導入分野の拡大についての研究や助成が望まれます。</p> <p>加えて、基礎自治体（特別区や中核市）に設置された児童相談所の特徴をふまえた児童相談所の体制のあり方について検討や研究し、今後設置を考えている自治体の参考になるような情報提供をすることが必要と思われる。</p>
--	---



## 第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>一時保護所におけるアドボケート事業の導入や子どもの権利ノートを措置委託中のすべての子どもに交付するよう対応がなされ、担当者が交代したときには意識的に担当者名を書き替えたり、新たなコメントを加える等の対応がなされおり、子どもの権利の確保の工夫が見られました。</p> <p>またできるだけ子どもの意向を尊重しよう、子どもの最善の利益を図ろうと全職員で取り組んでいることは職員ヒアリングでも確認できました。これは子どもアンケートでの「話を聞いてもらっている」という割合の高さにも表れています。</p> <p>しかし措置が広域であるため、特に動きのない事例は面会頻度が少なく、施設・里親アンケートにあるように子どもの相談に適時に応じることは難しく、どうしても施設・里親に依存的にならざるを得ない部分もあるように思われます。</p> <p>また子どもアンケートでも「聞けば説明された」割合が多いなど、子どもが質問しない場合であっても適切に説明が行われる必要性があると思います。つまり「児童相談所職員が聞きたいこと」と「子どもが知りたいこと」には、当然のことながら違いがあります。その「子どもの思い」や「当然の疑問」を想像して丁寧に説明することが必要だと思えます。</p> <p>さらに援助方針会議では子どもの意向が報告されることは少ないように見受けられました。せっかく担当心理司がコメントする機会があるので、「子どもは親の不適切対応についてどう受け止めているのか」「今後どうして欲しいと思っているのか」「現在の児童相談所の動きについてどう考えているのか」などの子どもの意向を紹介することで、職員全体の子どもの権利擁護の意識はさらに高まると思われます。</p> <p>なお施設、里親アンケートでは S または A の回答が約 7 割あり、対応は概ね評価されていると思われます。しかし一方で、子どもアンケートでは施設入所理由の説明を「覚えていない」が 29.4%となっています。江戸川区児童相談所が開設して 2 年以上経過しており、この間に家族からの分離の必要性について子どもへの説明が十分できているとはいえない様子も伺え、都児相から引き継いだ後の区児相としても改善が必要だと思えます。</p>	

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	A
No.3	適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

## 第Ⅱ部 児童相談所の組織

－ 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>児童相談所と支援拠点機能を一体化させた組織であり、幅広い在宅支援メニューが生かせる組織であることが江戸川区児童相談所の特徴でしょう。また AI の導入、常勤弁護士の配置など、組織力向上に向けて積極的に取り組んでいる点は評価できます。ただ組織の改組がかなり短期間で実施されており、現在も試行錯誤の途中という状況かと思いますが、施設や里親からは「担当者がすぐ変わる」と不信の声もありました。</p> <p>また東京都のやり方を踏襲しているようですが、援助方針会議が係会議で出た結論を承認する場になり、検討すべき(または検討された)ケースの起こってきた背景や家族システムについての検討が十分か、疑問を持ちました。さらに援助方針について心理司がコメントするのはとても良いのですが、できれば「子どもはこのように発言」したという報告や、「家族システム」や「発達課題」についても言及されると、更に重層的・総合的な判断が行われると思います。</p> <p>一時保護中のケースの状況、支援終了を援助方針会議で確認するというのも非常に良いシステムだと思います。ただ在宅支援中の子どもの状況については、「協議」に上がってこない場合は係（福祉司と SV）の判断に委ねている状態であり、福祉司が「大丈夫だ」と思っている事例の状況やリスク確認の進行管理の頻度が十分か、リスクのランク付けを含め検討が必要ではないでしょうか。</p> <p>また地区担当制は地域から「顔の見える関係」を築くうえでメリットがありますが、どうしても緊急対応に追われ継続ケースが後回しになりがちになります。両者の両立の検討は必要だと思います。</p> <p>なお全国の児童相談所の課題でもありますが、業務が過酷なため職員のメンタルヘルスへの配慮はさらに必要でしょう。さらに個人情報の管理に疑問となるエピソードが利用者アンケートで見られましたので、これを機に情報管理の徹底に再度取り組まれることが望まれます。</p> <p>ただ情報管理については、基本的に情報が PC 上にのみあり、情報漏えいが起きないための仕組みが取り入れられていました。またデータのほとんどが児相内のサーバーに置かれ、そこから共有される仕組みとなっています。AI と同時に、このような情報管理についても先進的な取組みと評価できます。</p>	

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取組みを実施しているか	S
No.9	児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取組みを行っているか	A
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A
No.12	児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	S

### 第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>通告のあったケースについて調査状況を毎週援助方針会議で確認するなど、調査についての進行管理は適切に行われていました。</p> <p>一方、援助方針会議での報告の多くが「〇〇の期間、虐待がなかった」など、エピソード（事実）だけで語られ、虐待の起こった背景や家族システムが（検討されているかもしれませんが）報告されていませんでした。援助方針会議は方針決定の場なので詳しい事例検討は行わないとしても、児童相談所運営指針に明記されているように「多角的・重層的に」虐待の起こった背景や家族システムについての検討が必要だと思います。</p> <p>さらに援助方針会議では「虐待について非該当のため終了」との報告も見受けられましたが、虐待かどうかは一つの現れ方であり、子どもから見て児童相談所の援助が必要とされているか、児童相談所の援助とは馴染まないが他の援助が必要でありその援助が確保されているのか、といった視点が必要だと思います。</p> <p>そのうえ援助方針会議では、短時間で多くの事例を検討・決定する工夫かと思われませんが、基本的にすべての事案が時間的に均等に扱われているようにも見えました。迷いのある事案、リスクの高い事案、係ごとでの個性的な対応がなされている事案については優先して検討時間が確保できるような工夫をされているようですが、傍聴した限りではこれらは十分に反映されているようには思いませんでした。</p> <p>なお施設向けアンケートでは、約 35%が見相のアセスメント及びその説明資料が不十分、やや不十分だとしており、家族関係の情報や今後の見通しについて児童相談所の判断を伝える努力が必要だと思われます。</p>	

#### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.13	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.14	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	B
No.15	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	S
No.16	受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	A
No.17	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.18	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.19	安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか	A
No.20	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.21	アセスメントが適切に行われているか	B
No.22	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	B
No.23	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.24	援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	A

No.25	援助方針の内容は適切か	B
No.26	市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	S
No.27	在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	A
No.28	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	B
No.29	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	S
No.30	児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	A
No.31	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.32	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

## 第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>里親委託・施設入所中の子どもに年2回は会うように努力されていることは、子どもアンケートでも確認されました。また措置解除に際しては、関係者会議の開催が確実に実施されているようでした。</p> <p>しかし広域措置のため、面会に行くのに時間がとられるなど十分に回数が確保できず、必要な時に子どもの話を聞くなどの子どもへの対応について施設・里親が主に担っている実態がアンケートでも伺えます。特に江戸川区児童相談所開設から2年以上が経っていますが、都児相時代の記憶が混在していることを割り引いたとしても、「権利ノート」の説明を「施設職員・里親からされた」割合がやや高い点が気になりました。また施設アンケートでは「入所中児童への支援に関する連携が十分でない」という意見が複数みられました。さらに「援助方針の見直し」は、何か特別な事象が起きたタイミングで行っているようですが、逆に言えば、そういった事象が起きるまでは援助方針の見直しは行われないことが推察されますし、「自立支援計画等の見直し等のための施設との連携」について不十分、やや不十分が約42%回答しています。そのため基本的には子どもや施設・里親とは直接の面会が望ましいのですが、電話やwebを利用しての面会の活用も考え得るのではないのでしょうか。</p> <p>なお江戸川区は地域担当制となっており、一人の子どもについて、初期調査や処遇の決定、さらに施設に入所措置等がなされた後などすべての場面で関わることとなります。そのことは積極的に評価できますが、施設措置後の対応が薄くなりやすくなる危険もあり、進行管理の工夫を行う必要性は高いと言えます。例えば職員へのインタビューにおいても、担当ケース数について里親委託児の数はすぐに言えたのですが、施設措置児数については正確に覚えていませんでした。措置児への関与の低さが危惧されます。</p> <p>また首都圏は社会的養護の資源不足から一時保護の長期化や広域措置の状況はしばらく続くことが想定されますが、子どもの権利擁護のためにも一時保護の短期化や措置・委託中の子どもとの面会頻度の向上に取り組まれることを期待します。そのため現状を「仕方がない」や「職員は努力している」ではなく、子どもの利益を考えると「変える必要がある」という意味で厳しい評価とします。</p>	

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.33	社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.34	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.35	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	B
No.36	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	A

No.37	援助方針の見直しが適切に行われているか	B
No.38	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	B
No.39	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.40	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.41	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.42	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.43	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.44	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.45	子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.46	18歳以上の未成年に対しても、必要な支援等を行っているか	A

## 第V部 社会的養育の推進

－ 家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>首都圏全体の問題ではありますが、社会的養護資源の少なさが一時保護の長期化や広域措置の問題の背景になります。しかし結果として子どもの権利擁護の面で課題です。</p> <p>その課題を解消するためフォスタリング機関を児童相談所内に包括し里親普及に務められている効果は、里親登録の増加という結果で示されていました。</p> <p>ただ令和2年度には一時保護からの新規の被虐待児が5名里親に委託されていますが、本来その受け皿として重要な役割を持つ専門養育家庭登録は0人です。今後は、多様なケースに対応できるよう専門養育家庭登録者の育成についてフォスタリング機関とも連携し、積極的に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>また短期専用の養育里親を増やすことで校区里親（各小学校区に里親が一人）を強化し、一時保護中の子どもが原籍校に登校できるような取り組みが行われるといいかもしれません。さらに「地域小規模児童養護施設」のように、社会的養護が必要な子ども6人が生活するグループホームを区内に設置することで、広域措置を減少させることができるかもしれません。ただ東京都との協定で、せっかく江戸川区内に里親や施設を増やしても、都や他区からの利用により江戸川区で使えない事態になることを懸念しました。</p> <p>今後は、新規措置はできるだけ既に入所児童がいる施設に行い、できるだけ区からの措置児を集約することで施設との連携の向上を図ると同時に、面会頻度の向上を図られるといいかもしれません。</p>	

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	S
No.48	里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	A
No.49	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.50	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A
No.51	民間あっせん機関による養子縁組に対して、必要な支援を行っているか	A

## 第VI部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか  
家族に対して必要な支援が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>家族支援の中心的な機関である子ども家庭総合支援拠点を児童相談所内に持つことで、より一貫した家族支援が行われる体制が整備されていました。例えば家庭支援について、在宅支援としては CARE プログラムには約 20 人の利用があり、また虐待の再発防止、抑止のためには「虐待カウンセリング」が 38 件の家族に対して実施されていました。</p> <p>特に児童相談所機能を担う援助課の中に家庭復帰も含めた家庭再統合を担う係を配置し、子どもの安全確保と同時に家族支援を組織的に取り組んでいる仕組みはモデルとなると思います。</p> <p>ただ虐待に至る家族が抱える課題は多様であり、例えば経済困窮、家族や子ども自身の障害や疾患、保護者の傷つき経験や PTSD、虐待の世代間連鎖などがあり、これらの課題の解消なくして家族支援は困難です。これらの課題解決をどこまで児童相談所が担うかは意見が分かれますが、江戸川区として対応できるシステムが求められていると思われました。</p> <p>また保護者向け家庭再統合プログラムについては、養護性が高く引き取り動機が薄いケースなどには適用できていないとのことですが、施設アンケートでは「殆どのケースについて適用を図る必要がある」との意見もあり、適用の増大を図るよう工夫が必要だと思えます。</p> <p>なお江戸川区児童相談所のホームページは多国語の通訳機能があり、児童相談所の受付には多言語の子育て情報の冊子が置いてあるなど、約 5.3%とされる外国人の相談にも配慮がなされていることも評価します。</p>

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.52	保護者への向き合い方は適切であるか	A
No.53	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.54	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.55	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	B
No.56	親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A



## 第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>児童相談所機能と子ども家庭総合支援拠点機能を組織として一体化している点が、江戸川区児童相談所の一番の特徴です。その結果、「児童相談所部署と拠点部署が対立しても、最後は所長が決定するので押し付け合いは起きない」というシステムの利点は大きいと思います。また介入と支援のつなぎのスムーズさもメリットのひとつでしょう。</p> <p>さらに基礎自治体に児童相談所が設置されていることで医療機関や教育関係などの関係機関とのつながりが強くなり、より早い段階での情報の共有が図られることで、予防的な取り組みが進んでいる実態も評価できると思います。特に DV に関しては DV 担当の専門員と直接的に連携をしていました。児童相談所への通告件数の半数以上が、夫婦間の DV に子どもが巻き込まれている（若しくは巻き込まれている可能性がある）事案が占めていることを考えると、先駆的で注目すべき取り組みと思われる。</p> <p>ただ病院や学校長があまり協力的でない場合、情報共有が完全にできていないように思われました。</p> <p>さらに他の地域と同様、教育部門に虐待等の福祉的な対応が浸透しているとは言えず、連携を強化するためのさらに意識的な取組が必要と思われる。この場合に現場教員や教育委員会指導主事等のほか、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）に理解を深めてもらう事が重要です。例えば、児童相談所に SC や SSW に来てもらい、ケースの検討会をする等交流を深める方法も考えられます。</p> <p>ただ一体化のメリットの反面、人口 70 万人に対して子ども家庭総合支援拠点が 1 か所でフォローするのは広域すぎるのではないかと気になりました。</p> <p>また児童福祉審議会の活用について、法的対応を要する場合だけでなく、「児童相談所長が必要と認める場合」について、例えば児童相談所が対応に苦慮している事例についても専門的意見を求め、処遇の適格性と審議会の活性化についても考えてはいかがでしょうか。</p>	

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.57	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.58	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	S
No.59	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	S
No.60	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	S
No.61	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	S
No.62	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	S
No.63	児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか	B
No.64	児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか	A
No.65	家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	A